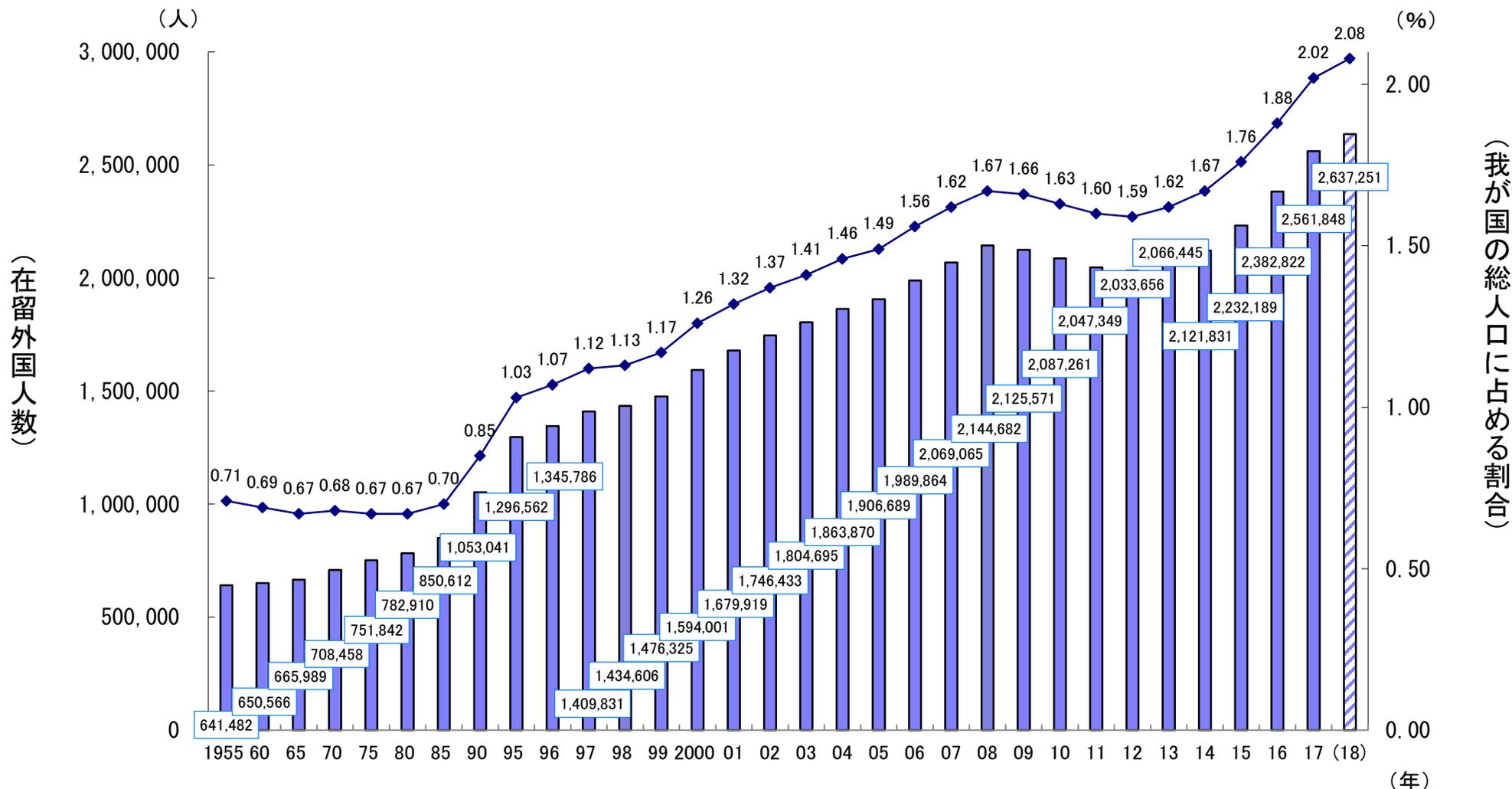


地域における多文化共生の現状等について

在留外国人数の推移

○在留外国人数は1990年ごろから大幅に増加していたが、リーマン・ショック(2008年)後減少に転じ、その後再び増加傾向に。



(我が国の総人口に占める割合)

(年)

(注1) 在留外国人数は各年12月末現在(法務省在留外国人統計)。「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による各年10月1日現在の人口を基に算出。

(注2) 1985年までは外国人登録者数、1990年から2011年までは、外国人登録者数のうち「中長期在留者」に該当し得る在留資格をもって在留する者及び「特別永住者」の数。

2012年以降は、中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数。

(注3) 2018年は速報値(「在留外国人数」は、6月末現在の数値を使用。「我が国の総人口に占める割合」は7月1日現在の数値を使用。)

都道府県別外国人人口の状況(2017年と2012年の比較)

○全ての都道府県で外国人人口は増加([全国平均]増加数:約1.1万人、増加率:約1.26)

※住民基本台帳に基づく人口を使用
※全国平均を超える増加数及び増加率を着色

都道府県	増加数 (A-B)	増加率 (A/B)	2017年		2012年	
			全人口	外国人人口 (A)	全人口	外国人人口 (B)
北海道	10,582	1.50	5,339,539	31,726	5,465,451	21,144
青森県	1,275	1.34	1,308,707	5,039	1,372,010	3,764
岩手県	1,379	1.27	1,264,329	6,550	1,314,180	5,171
宮城県	6,296	1.46	2,312,080	20,099	2,318,692	13,803
秋田県	180	1.05	1,015,057	3,760	1,076,205	3,580
山形県	555	1.09	1,106,984	6,646	1,155,942	6,091
福島県	3,667	1.40	1,919,680	12,784	1,980,259	9,117
茨城県	12,725	1.26	2,951,087	61,918	2,997,072	49,193
栃木県	9,493	1.32	1,985,738	38,843	2,010,934	29,350
群馬県	12,957	1.32	1,990,584	53,508	2,023,382	40,551
埼玉県	48,101	1.41	7,363,011	164,182	7,272,304	116,081
千葉県	39,146	1.38	6,298,992	143,351	6,240,455	104,205
東京都	136,307	1.35	13,637,346	521,502	13,142,640	385,195
神奈川県	38,993	1.24	9,171,274	198,504	9,083,643	159,511
新潟県	2,751	1.21	2,281,291	15,561	2,361,133	12,810
富山県	3,482	1.26	1,069,512	16,644	1,094,827	13,162
石川県	3,143	1.30	1,150,398	13,603	1,163,089	10,460
福井県	1,815	1.16	790,758	13,428	810,552	11,613
山梨県	1,548	1.11	838,823	15,090	863,917	13,542
長野県	2,227	1.07	2,114,140	32,965	2,165,604	30,738
岐阜県	4,941	1.11	2,054,349	49,168	2,102,879	44,227
静岡県	8,731	1.12	3,743,015	82,675	3,809,470	73,944
愛知県	45,533	1.24	7,551,840	235,320	7,462,800	189,787
三重県	6,636	1.16	1,834,269	47,671	1,871,619	41,035

都道府県	増加数 (A-B)	増加率 (A/B)	2017年		2012年	
			全人口	外国人人口 (A)	全人口	外国人人口 (B)
滋賀県	2,484	1.10	1,419,635	26,547	1,419,426	24,063
京都府	6,060	1.12	2,563,152	56,951	2,587,129	50,891
大阪府	25,469	1.13	8,856,444	225,269	8,873,698	199,800
兵庫県	8,578	1.09	5,589,708	104,056	5,660,302	95,478
奈良県	1,041	1.10	1,371,700	11,765	1,405,453	10,724
和歌山県	745	1.13	975,074	6,326	1,016,563	5,581
鳥取県	423	1.11	570,824	4,329	588,508	3,906
島根県	2,433	1.46	691,225	7,689	713,134	5,256
岡山県	5,208	1.26	1,920,619	25,594	1,946,083	20,386
広島県	10,756	1.29	2,848,846	48,316	2,873,603	37,560
山口県	2,245	1.17	1,396,197	15,407	1,447,499	13,162
徳島県	664	1.14	757,377	5,558	785,001	4,894
香川県	3,475	1.43	993,205	11,532	1,010,707	8,057
愛媛県	2,919	1.34	1,394,339	11,591	1,440,117	8,672
高知県	1,108	1.35	725,289	4,257	755,994	3,149
福岡県	19,082	1.37	5,130,773	71,036	5,105,427	51,954
佐賀県	1,555	1.38	833,272	5,666	853,341	4,111
長崎県	2,869	1.41	1,379,003	9,857	1,427,133	6,988
熊本県	4,629	1.53	1,789,184	13,411	1,825,361	8,782
大分県	2,456	1.26	1,169,158	11,876	1,199,401	9,420
宮崎県	1,698	1.42	1,112,008	5,699	1,141,559	4,001
鹿児島県	2,859	1.47	1,655,888	8,973	1,701,387	6,114
沖縄県	6,237	1.68	1,471,536	15,414	1,437,994	9,177
全国平均	11,009	1.26	2,717,175	53,141	2,731,359	42,131

多文化共生に係る計画・指針の策定状況〔H30(2018).4.1時点〕

○ 地方自治体全体：約46%の団体が策定

・ 都道府県：約96%の団体が策定

・ 指定都市：100%の団体が策定

・ 市区町村(指定都市除く)：約44%、外国人集住都市：100%の団体が策定

回答	都道府県	指定都市	市(指定都市除く)	区	町	村	全体	外国人集住都市
1. 多文化共生に関する指針・計画を単独で策定している	17(36%)	9(45%)	65(8%)	6(26%)	2(0%)	0(0%)	99(6%)	8(53%)
2. 国際化施策一般に関する指針・計画の中で、多文化共生施策を含めている	19(40%)	9(45%)	58(8%)	2(9%)	7(1%)	0(0%)	95(5%)	1(7%)
3. 総合計画の中で、多文化共生施策を含めている	9(19%)	2(10%)	397(51%)	10(43%)	188(25%)	23(13%)	629(35%)	6(40%)
策定している(計)	45(96%)	20(100%)	520(67%)	18(78%)	197(26%)	23(13%)	823(46%)	15(100%)
4. 策定していないが、今後策定の予定がある	2(4%)	0(0%)	19(2%)	3(13%)	17(2%)	1(1%)	42(2%)	0(0%)
5. 策定しておらず、今後策定の予定もない	0(0%)	0(0%)	232(30%)	2(9%)	530(71%)	159(87%)	923(52%)	0(0%)
策定していない(計)	2(4%)	0(0%)	251(33%)	5(22%)	547(74%)	160(87%)	965(54%)	0(0%)
総 計	47(100%)	20(100%)	771(100%)	23(100%)	744(100%)	183(100%)	1788(100%)	15(100%)
自治体数	47	20	771	23	744	183	1788	15

(注1)平成30年4月総務省自治行政局国際室による。(平成30年4月1日現在)

(注2)外国人集住都市：群馬県太田市・大泉町、長野県上田市・飯田市、岐阜県美濃加茂市、静岡県浜松市、愛知県豊橋市・豊田市・小牧市、三重県津市・四日市市・鈴鹿市・亀山市・伊賀市、岡山県総社市

まち・ひと・しごと創生基本方針2018(抄)

(平成30年6月15日閣議決定)

Ⅲ 各分野の施策の推進

1 わくわく地方生活実現政策パッケージ

(3) 地方における外国人材の活用

<概要>

外国人材の地域での更なる活躍を図るとともに、地域における多文化共生施策を一層推進する。

【具体的取組】

◎外国人材の地域での更なる活躍等

・また、地域におけるベストプラクティスの共有・展開や、多文化共生施策の担い手の育成を進めるなど、地域における多文化共生施策を一層推進する。

経済財政運営と改革の基本方針2018(抄)

(「骨太の方針2018」)(平成30年6月15日閣議決定)

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

4 新たな外国人材の受入れ

中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が出てきている。このため、設備投資、技術革新、働き方改革などによる生産性向上や国内人材の確保を引き続き強力に推進するとともに、従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要がある。

このため、真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受入れを拡大するため、新たな在留資格を創設する。また、外国人留学生の国内での就職を更に円滑化するなど、従来の専門的・技術的分野における外国人材受入れの取組を更に進めるほか、外国人が円滑に共生できるような社会の実現に向けて取り組む。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

(検討の方向性)(平成30年7月24日)(抄)

1 はじめに

2 多文化共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動

(1) 国民及び外国人の声を聞く仕組みづくり

(2) 啓発活動等の実施

3 生活者としての外国人に対する支援

(1) 円滑なコミュニケーションの実現

(2) 暮らしやすい地域社会づくり

① 地域における多文化共生の取組の促進・支援

○ 「地域における多文化共生推進プラン」(平成18年3月)や優良な取組事例の普及等を通じて、
地方公共団体における多文化共生の取組の更なる促進を図る。

② 医療・保健・福祉サービスの提供

③ 住宅への入居支援

④ 防災対策等の充実

○ 災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、外国人被災者のニーズとの
マッチングを行う「災害時外国人支援情報コーディネーター」の養成研修を本年度から実施する。

⑤ 防犯・交通安全対策の充実

(3) 子供の教育の充実

(4) 労働環境の改善、社会保険の加入促進等

4 外国人材の受入れに向けた取組

(1) 新たな外国人材の受入れ制度の実施に向けた取組

(2) 海外における日本語教育の充実

5 新たな在留管理体制の構築

(1) 在留資格手続の円滑化・迅速化

(2) 在留管理基盤の強化

(3) 不法滞在者等への対策強化

(参考)「地域における多文化共生推進プラン」の概要

趣旨

外国人登録者が200万人を超えたことを背景に、「国際交流」や「国際協力」に加え、「地域における多文化共生」を地域の国際化を推進する柱とし、各都道府県及び市区町村における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定に資するため、策定したもの。

地方自治体の指針・計画において記述すべき施策

① コミュニケーション支援

地域における情報の多言語化

行政情報の多言語化、生活相談窓口の設置、通訳ボランティアの育成、情報提供の流通ルートの確保 等

日本語および日本社会に関する学習の支援

オリエンテーション、日本語・日本社会の学習機会の提供 等

② 生活支援

居住

多言語情報提供による居住支援、不動産業者への啓発 等

教育

学習支援、不就学の子どもへの対応、進路指導・就職支援 等

労働環境

ハローワーク・商工会議所等との連携による就業支援・就業環境の改善 等

医療・保健・福祉

問診票の多言語表記、広域的な通訳派遣システムの構築 等

防災

平常時の防災教育・訓練、緊急時の災害情報伝達、防災計画への位置付け 等

③ 多文化共生の地域づくり

地域社会に対する意識啓発

日本人住民の意識啓発、交流イベント開催 等

外国人住民の自立と社会参画

キーパーソンや外国人自助組織の育成 等

多文化共生施策の推進体制の整備

地方自治体の体制整備

多文化共生所管課を中心として、分野ごとに所管省庁の施策を踏まえた各部局の施策の連携を図り、指針・計画を策定 【都道府県:96% 指定都市:100%】(平成30年4月1日現在)

地域における各主体の役割分担と連携・協働

地方自治体、国際交流協会、NPO等の役割分担の明確化と連携・協働

(参考)多文化共生事例集の公表(平成29年3月)

背景

平成18年3月:総務省において「地域における多文化共生推進プラン」(※)を策定し、地方自治体に通知
(※)地方自治体において、多文化共生の推進に関する指針・計画を策定する際に参考となる考え方を整理したもの
⇒ 同プラン策定・通知から10年が経過し、外国人住民の多国籍化・高齢化など外国人を取り巻く状況も変化

優良な取組の全国的な普及・展開が必要

多文化共生事例集
多文化共生推進プランから10年
共に拓く地域の未来

(1)コミュニケーション支援(9事例)

① 多言語・「やさしい日本語」による情報提供(6事例)

- ・外国人からの119番通報時や、災害・救急現場における外国人との対応時に、民間の通訳を介した多言語対応を実施
- ・災害発生時に母国語を問わず広く情報を伝えることのできる、外国人にわかりやすい「やさしい日本語」の研究・公表 など

② 大人の日本語学習支援(3事例)

- ・地域生活に密着する「生きた日本語」の学習機会の提供
- ・地域の日本人住民が外国人住民の日本語学習を支援するボランティアとして参加し、住民同士の交流の場にもなっている日本語教室の運営 など

(2)生活支援(28事例)

① 居住(2事例)

- ・多言語による相談が可能な不動産業者の紹介
- ・入居後のトラブル等に関する多言語での相談窓口の運営

② 教育(10事例)

- ・就学前の外国人の子どもを対象に初期の日本語指導及び学校生活指導を行う「プレスクール」の実施
- ・外国人の子どもへの不学解消を図るための継続した実態調査や就学支援等の実施
- ・外国籍親子の放課後の居場所づくり など

③ 労働環境(4事例)

- ・日本に移住した外国人を親に持つ第2世代による第2世代のための就職支援
- ・介護職を希望する外国人に対する資格取得支援や就業支援 など

④ 医療・保健・福祉(6事例)

- ・外国人患者と医師との間の円滑な意思疎通のために派遣される医療通訳の仕組みづくり
- ・多様な出身国のスタッフによる外国人高齢者に対する介護・福祉サービスの提供 など

⑤ 防災(6事例)

- ・外国人住民が企画・運営する防災訓練の実施
- ・外国人住民の中心となって活動するとともに、日本人住民とのパイプ役を担う「外国人防災リーダー」の育成
- ・災害時における外国人支援サポーターの相互派遣 など

(3)多文化共生の地域づくり(9事例)

① 地域社会における多文化共生の啓発(4事例)

- ・外国人住民を含む地域住民が農作業等を通じて交流を深めるガーデンの開設
- ・留学生やJETプログラム参加者などの外国人住民による地域の子どもたちへの異文化交流体験の提供 など

② 外国人住民の自立と社会参画(3事例)

- ・外国人住民が企画・運営する街歩きツアー等のイベントの実施 など

③ 多文化共生に関わる体制づくり(2事例)

- ・多文化共生担当部局に限らず幅広い分野の自治体職員等を対象とした多文化共生に関する研修の実施 など

(4)地域活性化やグローバル化への貢献(6事例)

① 地域活性化への貢献(3事例)

- ・日本在住歴の長い外国人住民が、日本人には自国の文化を、外国人には日本の文化を伝えることを通じ、地域の国際化に貢献
- ・外国人の視点から見た地域の魅力をSNS等により発信 など

② グローバル化への貢献(3事例)

- ・外国人が発掘した新たなアウトドア観光メニューにより、通年観光が実現し、雇用機会の創出に貢献
- ・地域の留学生と企業をマッチングする会議の開催を通じ、地元企業の海外進出等に貢献 など

(参考)「災害時外国人支援情報コーディネーター制度に関する検討会」報告書(平成30年3月公表)概要

はじめに / 第1章 災害時の外国人対応に関する施策のこれまでの動き

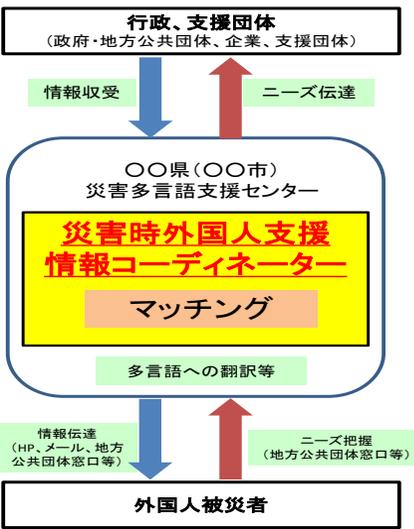
- 近年、外国人住民数が増加している中、大きな被害をもたらす自然災害が頻繁に発生している状況。
- 総務省では「情報難民ゼロプロジェクト」を開催し、同アクションプラン(平成28年12月)において、2020年の目指す姿の一つとして、避難所等にいる外国人被災者への情報伝達を支援する「災害時外国人支援情報コーディネーター」の配置が示された。
- これを受け、「災害時外国人支援情報コーディネーター制度に関する検討会」を設置。(平成29年5月)
- 災害時における外国人対応に関し、以下の3つが大きな課題とされた。
 - ① 言語の壁がある、② 背景知識が不足している、③ ニーズが多様である(食生活、習慣等)

第2章 災害時の外国人対応に関する調査結果※1

- 都道府県・政令指定都市において、約8割の団体※2が災害多言語支援センター等の外国人支援体制を整備済みである。
 - 地域国際化協会は、地域のボランティアや日本語教室等と多様なつながりを持っており、災害時における外国人支援にあたり、その果たす役割は大きい。
 - 災害時の外国人住民のニーズ把握方法としては、地域国際化協会等の活用や窓口での情報収集、避難所への巡回等が多い。
 - 地方公共団体が災害時に外国人に期待する協力分野は、通訳・翻訳のボランティアが最も多い。
- ※1 都道府県・政令指定都市・312市区町村(抽出)、都道府県の地域国際化協会を対象としたアンケート(平成29年3月 総務省実施)より。
 ※2 協定に基づくものが6割程度、協定に基づかないものが2割程度。

第3章 災害時外国人支援情報コーディネーターの概要

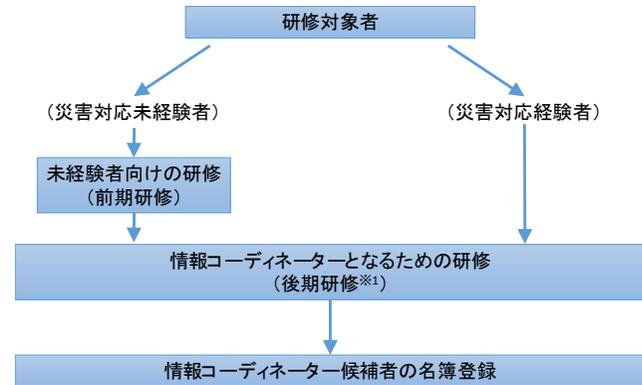
- 災害時における外国人被災者への情報伝達に関する課題としては、
 - ・ 災害時に行政等から提供される情報は膨大
 - ・ 外国人のニーズ・求める情報は多様であることがあげられる。
- 情報コーディネーター※1は、災害多言語支援センター等において、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、外国人被災者のニーズとのマッチングを実施※2。
- 災害時に円滑に情報コーディネーター制度を機能させるために、平常時から関係団体等※3の間で連携を図っていくことが重要。
- まずは都道府県及び政令指定都市で配置可能な体制が確保されることが期待される。



※1 情報コーディネータの担い手は、都道府県・政令指定都市から推薦された者を想定。具体的には、地域の実情に応じて、日頃から外国人対応に習熟している地方公共団体の職員、地域国際化協会や市区町村の国際交流協会の職員など。
 ※2 情報コーディネーターは、外国人被災者からニーズを直接把握したり、必要な情報を翻訳して外国人被災者に伝達したりするスタッフと連携して活動することが想定される。
 ※3 連携を図る関係団体としては、行政、地域国際化協会、多文化共生マネージャー、NPO、社会福祉協議会等が考えられる。

第4章 災害時外国人支援情報コーディネーター制度の仕組み

- 情報コーディネーターを養成するため、既存の研修の活用を含めて必要な研修が実施されることが望ましい。
- 情報コーディネーターとして誰を配置可能か管理しておくため、研修修了者を掲載する情報コーディネーター候補者の名簿を作成すべき。



※1 後期研修は、「災害多言語支援センター等の役割や運営」や「災害時における外国人被災者への情報伝達」に関する研修のほか、ロールプレイ等を予定。

(参考)これまでの「多文化共生の推進に関する研究会」等での議論

「多文化共生の推進に関する研究会」(H17.6～H18.3)

- ・多文化共生の推進に向けた地方公共団体の取組支援を目的に、地域において必要とされる具体的取組について検討
⇒「地域における多文化共生推進プラン」の策定

「多文化共生の推進に関する研究会」(H18.6～H19.3)

- ・引き続き多文化共生の推進に向けた地方公共団体の取組支援を目的に、上記研究会を踏まえ、「防災ネットワークのあり方」「外国人住民への行政サービスの的確な提供のあり方」について検討

「多文化共生の推進に関する意見交換会」(H21.9～H22.3)

- ・地域の実情に応じた多文化共生の推進に向けた地方公共団体の取組を支援するため有識者による意見交換会を開催

「多文化共生の推進に関する意見交換会」(H23.2～3)

- ・地方公共団体における施策の企画及び立案並びに実施に資する情報提供を行うため、先導的取組を行う地方公共団体の担当者及び有識者による意見交換会を開催

「多文化共生の推進に関する研究会」(H24.2～H25.3)

- ・東日本大震災を契機に、外国人住民への災害時の多言語情報提供の必要性等に関する課題が顕在化していることから、災害時における地方公共団体の多文化共生に関する取組事例の把握及び課題の解決方法について検討

「多文化共生事例集作成ワーキンググループ」(H28.2～H29.3)

- ・多文化共生プランの策定から10年を迎えることから、地域における多文化共生施策の更なる推進に資するため、10年間の様々な状況の変化も踏まえつつ、多文化共生の優良な取組を把握し、事例集を作成
⇒「多文化共生事例集」の公表

「災害時外国人支援情報コーディネーター制度に関する検討会」(H29.5～H30.3)

- ・災害時、避難所等にいる外国人被災者への情報伝達を支援するため、現状や課題を把握しつつ、災害時外国人支援情報コーディネーターについて検討